

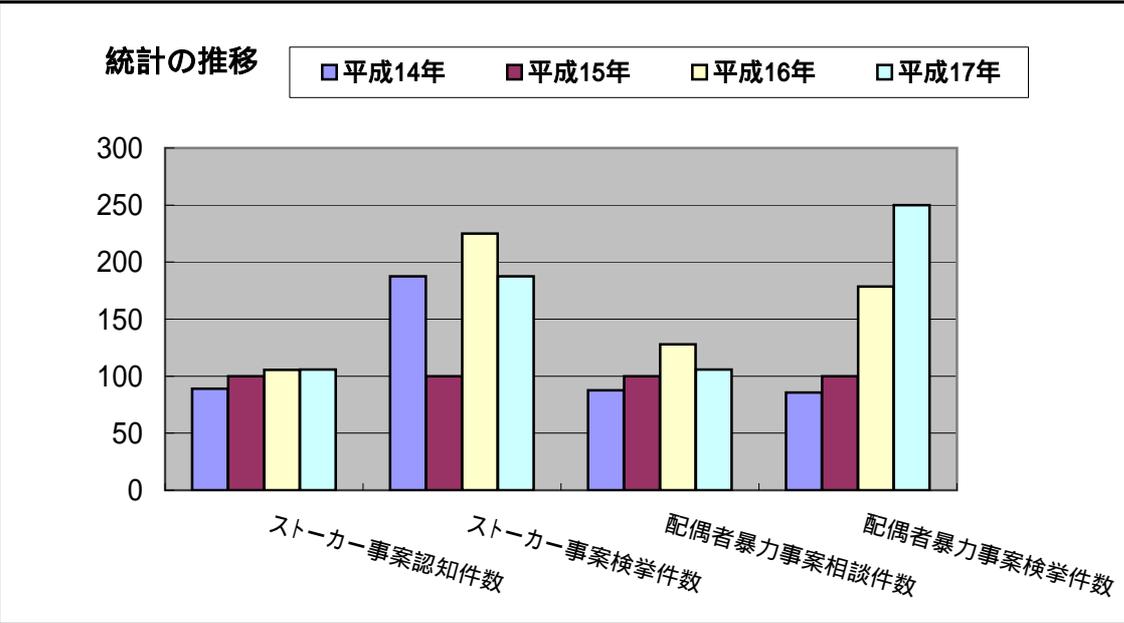
【所属】 生活安全企画課 【コード】 22

業務名 ストーカー・配偶者暴力対策の推進

業務に関する統計

項 目	統 計 の 推 移				単 位
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	
ストーカー事案認知件数	228	256	270	271	件
ストーカー事案検挙件数	15	8	18	15	件
配偶者暴力事案相談件数	336	383	490	405	件
配偶者暴力事案検挙件数	12	14	25	35	件

「ストーカー」とは、一般的に恋愛感情などを満たす目的で、つきまとい、待ち伏せ等の行動を反復して行う者をいう。



< グラフは、平成15年を100とする指数で表した。 >

業務の主なコスト

	事 業 名	平成17年度事業費(千円)	平成18年度事業費(千円)
1	生活安全警察費	2,713	2,083
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
合 計		2,713	2,083

平成17年の取組み

ストーカー事案271件を認知し、警察本部と各警察署の連携により、ストーカー行為罪等により15件を検挙したほか、法の規定に基づく警告24件、援助58件を実施し、行為者に対する指導警告等の措置を講じた。

配偶者からの暴力相談405件（相談者347人）を受理し、被害者に対する防犯指導、加害者に対する指導警告等を実施したほか、保護命令違反・傷害等で35件を検挙した。また、地方裁判所からの保護命令通知を30件受理し、被害者に対する被害防止措置、加害者に対する指導等の措置を講じるなど、同命令違反の防止に努めた。

ストーカー及び配偶者暴力の被害防止を図るため、その実態と特徴、早期相談の必要性や被害防止方法等をラジオ放送、県警ホームページ、部内外の広報誌等を通じて積極的に広報したほか、市町村と連携した被害者支援の充実を図った。

被害の未然防止、早期相談の促進を図るため、関係機関等との連携を強化し、改正配偶者暴力防止法及び被害者支援についての広報・啓発活動等を推進した。

課題と平成18年の取組み

ストーカー事案・配偶者暴力事案とも、依然として被害が深刻化した段階での相談が多いため、早期相談を促進する広報・啓発活動を一層推進する。

被害の防止と保護等を図るため、あらゆる法令を適用し、ストーカー事案・配偶者暴力事案の積極的な事件化を図る。

改正配偶者暴力防止法の趣旨に沿い、被害者保護対策の徹底を図るとともに、関係機関と連携の上、適切な被害者支援を実施する。